平成２９年（フ）第２５９号
大阪府岸和田市本町13番21号
債務者　近藤美代子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
大阪府和泉市富秋町１丁目４番22―105号、前住所大阪府岸和田市下松町1090番地の17
債務者　家長　綾子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
大阪府貝塚市二色３丁目22番12号、住民票上の住所大阪府貝塚市浦田100番地エバンタイユ22―601号
債務者　船津　夕果
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
大阪府岸和田市磯上町１丁目７番16号
債務者　ヘアーサロンＲｅｐｌａｙこと　杉本貴美子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
大阪府泉南市樽井８丁目14番11―303号、前住所大阪府泉南市樽井７丁目13番32―211号
債務者　髙寺　紘生
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
大阪府泉南市岡田５丁目17番30号、前住所大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅３―401
債務者　玉田　智哉
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
岩手県一関市山目字前田121番地１
債務者　佐々木治彦
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１５６号
函館市大手町20番18号　レジデンス函館駅前201号
債務者　早川美江子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６５号
北海道函館市亀田港町30番４号
債務者　小林　弘人
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５２号
山形市大字中桜田６番地３　シャーメゾン・ヲーリュ　102号
債務者　山口　歩美（旧姓寒河江）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
山形県寒河江市西根２丁目１番22号
債務者　國井　真理
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
山形市十日町３丁目６番42―308号　トータスメゾン
債務者　滝口かりん
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８０号
山形市小白川町５丁目18番９号、前住所山形県最上郡戸沢村大字津谷2217番地　村営住宅戸沢団地15号棟
債務者　荒川　晴香
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５号
山形市大字七浦227番地10
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
福岡県行橋市南泉３丁目26番22号
債務者　古川　　輝
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目７番地３（ホワイトパレス京町210）
債務者　折田　直樹
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
さいたま市緑区原山１丁目７番９―105号
債務者　坂上　夏子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係